

## 数量算出資料の省略に関する特記仕様書

第1条 本工事は、数量算出資料（数量総括表、数量集計表、数量計算書）の全部または一部を省略している工事である。

第2条 受注者は、省略された数量算出資料（以下、「資料」という。）が必要な場合は、発注者に対して資料の提供を請求できる。なお、当該請求は監督員に対する口頭でもって足りる。

2 発注者は、前項の規定により受注者から資料の請求があった場合は、可能な限り受注者が求める形式（紙、データ）で、速やかに提供しなければならない。

第3条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。